

令和5年（2023年）

第5回可児市議会定例会議案

令和5年11月29日

## 目 次

議案第77号	令和5年度可児市一般会計補正予算（第7号）について	1
議案第78号	令和5年度可児市一般会計補正予算（第8号）について	1
議案第79号	可児市農業集落排水事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	2
議案第80号	可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第81号	可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第82号	可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第83号	可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第84号	可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第85号	可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第86号	可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第87号	可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第88号	請負契約の変更について	48
議案第89号	請負契約の変更について	49
議案第90号	請負契約の変更について	50

議案第77号

令和5年度可児市一般会計補正予算（第7号）について

令和5年度可児市一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり定める。

令和5年11月29日提出

可児市長 富田 成輝

---

議案第78号

令和5年度可児市一般会計補正予算（第8号）について

令和5年度可児市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定める。

令和5年11月29日提出

可児市長 富田 成輝

議案第79号

可児市農業集落排水事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

可児市農業集落排水事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市農業集落排水事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例

(可児市部設置条例の一部改正)

第1条 可児市部設置条例(昭和62年可児市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務) 第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 水道部 ア <u>下水道事業</u> に関すること。 イ (略)	(分掌事務) 第2条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 水道部 ア <u>個別排水処理施設管理事業</u> に関すること。 イ (略)

(可児市特別会計条例の一部改正)

第2条 可児市特別会計条例(昭和57年可児市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の

各号に掲げる特別会計を設置する。	各号に掲げる特別会計を設置する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>可児市農業集落排水事業特別会計</u>	
(3) (略)	(2) (略)
(4) (略)	(3) (略)
(5) (略)	(4) (略)
(6) (略)	(5) (略)
(7) (略)	(6) (略)
(8) (略)	(7) (略)

(可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成元年可児市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(供用開始の告示)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、施設の使用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、施設の名称、施設の位置、汚水を処理すべき区域その他必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(供用開始の告示)</p> <p>第4条 <u>管理者（可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和51年可児町条例第6号）第3条第2項に規定する管理者をいう。以下同じ。）</u>は、施設の使用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、施設の名称、施設の位置、汚水を処理すべき区域その他必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>(可児市下水道条例の規定を準用する場合の読替え)</p> <p>第4条の2 この条例において可児市下水道条例（昭和63年可児市条例第28号。以下「下水道条例」という。）の規定を準用する場合においては、特別の定めがある場合を除き、「公共下水道」とあるのは「施設」と、<u>「管理者」とあるのは「市長」と</u>、「下水」とあるのは「汚水」と読み替えるものとする。</p>	<p>(可児市下水道条例の規定を準用する場合の読替え)</p> <p>第4条の2 この条例において可児市下水道条例（昭和63年可児市条例第28号。以下「下水道条例」という。）の規定を準用する場合においては、特別の定めがある場合を除き、「公共下水道」とあるのは「施設」と、「下水」とあるのは「汚水」と読み替えるものとする。</p>

(排水設備の設置等)

第5条 (略)

- 2 市長は、前項の規定により排水設備を設置しようとする者に対して必要と認めるときは、利害関係人の同意書の提出を求めることができる。

(排水設備の計画の確認)

第7条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請をした者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備の工事の実施)

第8条 排水設備の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、可児市下水道排水設備指定工事店規程(平成29年可児市水道部管理規程第4号)の規定により指定を受けた排水設備工事業者でなければ行ってはならない。

(使用料の算定方法)

第15条 (略)

- 2 使用者が排除した汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

(排水設備の設置等)

第5条 (略)

- 2 管理者は、前項の規定により排水設備を設置しようとする者に対して必要と認めるときは、利害関係人の同意書の提出を求めることができる。

(排水設備の計画の確認)

第7条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請をした者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

(排水設備の工事の実施)

第8条 排水設備の新設等の工事(規程で定める軽微な工事を除く。)は、可児市下水道排水設備指定工事店規程(平成29年可児市水道部管理規程第4号)の規定により指定を受けた排水設備工事業者でなければ行ってはならない。

(使用料の算定方法)

第15条 (略)

- 2 使用者が排除した汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して、規則で定めるところにより市長が認定する。
- (3) 使用者は、その使用水量と施設に排除する汚水量とが著しく異なるときは、毎使用月、その使用月に施設に排除した汚水量及び算出の根拠を記載した申告書を、規則で定めるところにより市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長はその申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水量を認定するものとする。

(使用料の減免)

第17条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料を減免することができる。

(資料の提出)

第18条 市長は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(行為の許可等)

第19条 施設の暗きよである構造の部分に固着して排水施設（第5条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。）を設けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による場合又はあらかじめ他の施設若しくは工作物その他の物件の管理をする者と協議して共用の

- (1) (略)
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して、規程で定めるところにより管理者が認定する。
- (3) 使用者は、その使用水量と施設に排除する汚水量とが著しく異なるときは、毎使用月、その使用月に施設に排除した汚水量及び算出の根拠を記載した申告書を、規程で定めるところにより管理者に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、管理者はその申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水量を認定するものとする。

(使用料の減免)

第17条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料を減免することができる。

(資料の提出)

第18条 管理者は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(行為の許可等)

第19条 施設の暗きよである構造の部分に固着して排水施設（第5条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。）を設けようとする者は、規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して管理者に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

2 管理者は、前項の規定による場合又はあらかじめ他の施設若しくは工作物その他の物件の管理をする者と協議して共用

暗きよを設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる物件を設けさせてはならない。

(使用制限)

第25条 市長は、施設に関する工事を施行する場合その他やむを得ない理由がある場合には、処理区域の全部又は一部の区域を指定して、当該施設の使用を一時制限することができる。

2 市長は、前項の規定により施設の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限する場合にあってはその時間をあらかじめ関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(損傷負担金)

第26条 市長は、施設を損傷した行為により必要を生じた施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(工事負担金)

第27条 市長は、施設の汚水の排除能力又は処理能力を超える排水を排除する排水設備が設けられることにより、施設の改築を行うことが必要になったときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者負担させることができる。

(規則への委任)

第28条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

の暗きよを設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる物件を設けさせてはならない。

(使用制限)

第25条 管理者は、施設に関する工事を施行する場合その他やむを得ない理由がある場合には、処理区域の全部又は一部の区域を指定して、当該施設の使用を一時制限することができる。

2 管理者は、前項の規定により施設の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限する場合にあってはその時間をあらかじめ関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(損傷負担金)

第26条 管理者は、施設を損傷した行為により必要を生じた施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(工事負担金)

第27条 管理者は、施設の汚水の排除能力又は処理能力を超える排水を排除する排水設備が設けられることにより、施設の改築を行うことが必要になったときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者負担させることができる。

(委任)

第28条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。



(可児市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第4条 可児市農業集落排水事業分担金徴収条例(昭和62年可児市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該建築物につき質権等の担保物権を有している者がある場合に、建築物の所有者及びその担保物権の権利者が協議して、当該権利者を当該建築物に係る分担金の徴収を受けるべき者として定め、その旨を市長に届け出たときは、その者を受益者とみなす。</p>	<p>(受益者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該建築物につき質権等の担保物権を有している者がある場合に、建築物の所有者及びその担保物権の権利者が協議して、当該権利者を当該建築物に係る分担金の徴収を受けるべき者として定め、その旨を管理者<u>(可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和51年可児町条例第6号)第3条第2項に規定する管理者をいう。)</u>に届け出たときは、その者を受益者とみなす。</p>												
<p>(負担区及び単位分担金の額)</p> <p>第3条 負担区及び受益者が負担する分担金の額は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">負担区</th> <th style="text-align: center;">分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩河負担区</td> <td>1世帯又は規則で定める1単位当たり</td> </tr> <tr> <td>長洞負担区</td> <td>200,000円</td> </tr> </tbody> </table>	負担区	分担金の額	塩河負担区	1世帯又は規則で定める1単位当たり	長洞負担区	200,000円	<p>(負担区及び単位分担金の額)</p> <p>第3条 負担区及び受益者が負担する分担金の額は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">負担区</th> <th style="text-align: center;">分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩河負担区</td> <td>1世帯又は規程で定める1単位当たり</td> </tr> <tr> <td>長洞負担区</td> <td>200,000円</td> </tr> </tbody> </table>	負担区	分担金の額	塩河負担区	1世帯又は規程で定める1単位当たり	長洞負担区	200,000円
負担区	分担金の額												
塩河負担区	1世帯又は規則で定める1単位当たり												
長洞負担区	200,000円												
負担区	分担金の額												
塩河負担区	1世帯又は規程で定める1単位当たり												
長洞負担区	200,000円												
<p>(準用)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、分担金の賦課及び徴収については、可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例(昭和62年可児市条例第27号)第4条から第8条まで及び第11条の規定を準用する。この場合において、<u>「管理者」とあるのは「市長」と、「負担金」とあるのは「分担金」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、分担金の賦課及び徴収については、可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例(昭和62年可児市条例第27号)第4条から第8条まで及び第11条の規定を準用する。この場合において、<u>「負担金」とあるのは、「分担金」と読み替えるものとする。</u></p>												

(委任)	(委任)
第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規程</u> で定める。

(可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和51年可児町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(水道事業及び下水道事業の設置)	(水道事業及び下水道事業の設置)
第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため水道事業を、下水を排除し、又は処理するため下水道事業( <u>可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成元年可児市条例第28号)第1条に規定する農業集落排水処理施設及び可児市個別排水処理施設の帰属、管理移管及び管理に関する条例(平成18年可児市条例第40号)第2条第1号に規定する個別排水処理施設に係る事業を除く。</u> 以下同じ。)を設置する。	第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため水道事業を、下水を排除し、又は処理するため下水道事業( <u>公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。</u> 以下同じ。)を設置する。
2 (略)	2 (略)
(経営の基本)	(経営の基本)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>下水道事業</u> における計画処理区域、計画処理人口、計画処理区域面積及び計画1日最大処理水量を次のとおり定める。	3 <u>公共下水道事業</u> における計画処理区域、計画処理人口、計画処理区域面積及び計画1日最大処理水量を次のとおり定める。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 計画処理人口は、 <u>89,290人</u> とする。	(2) 計画処理人口は、 <u>93,430人</u> とする。
(3) 計画処理区域面積は、 <u>3,071ヘクタール</u> とする。	(3) 計画処理区域面積は、 <u>2,868.1ヘクタール</u> とする。
(4) 計画1日最大処理水量は、 <u>45,824立方メートル</u> とする。	(4) 計画1日最大処理水量は、 <u>44,905立方メートル</u> とする。

<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p><u>4 農業集落排水事業における計画処理区域、計画処理人口、計画処理区域面積及び計画1日最大処理水量を次のとおり定める。</u></p> <p>(1) <u>計画処理区域は、可児市の塩河地区の一部、矢戸地区の一部、塩地区の一部、長洞地区の一部及び室原地区の一部とする。</u></p> <p>(2) <u>計画処理人口は、4,410人とする。</u></p> <p>(3) <u>計画処理区域面積は、172.8ヘクタールとする。</u></p> <p>(4) <u>計画1日最大処理水量は、1,445立方メートルとする。</u></p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>
--	---

(可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部改正)

第6条 可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例(平成2年可児市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分担金の減免)</p> <p>第5条 分担金の減免は、木曾川右岸流域下水道関連公共下水道にあっては可児市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例(平成4年可児市条例第24号)第8条、特定環境保全公共下水道(久々利処理区)及び農業集落排水処理施設(塩河処理区及び長洞処理区)にあっては可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担</p>	<p>(分担金の減免)</p> <p>第5条 分担金の減免は、木曾川右岸流域下水道関連公共下水道にあっては可児市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例(平成4年可児市条例第24号)第8条、特定環境保全公共下水道(久々利処理区)及び農業集落排水処理施設(塩河処理区及び長洞処理区)にあっては可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担</p>

金徴収条例（昭和62年可児市条例第27号）第7条の例による。この場合において、農業集落排水処理施設（塩河処理区及び長洞処理区）にあつては、「管理者」とあるのは「市長」とする。

（委任）

第6条 この条例の施行に際し必要な事項は、可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和51年可児町条例第6号）第3条第2項に規定する管理者（農業集落排水処理施設（塩河処理区及び長洞処理区）に関する事項にあつては市長）が定める。

金徴収条例（昭和62年可児市条例第27号）第7条の例による。

（委任）

第6条 この条例の施行に際し必要な事項は、規程で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第80号

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」とする。</p>		<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」とする。</p>	
別表（第7条関係）		別表（第7条関係）	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	<u>376,000</u>	1	<u>380,000</u>
2	<u>422,000</u>	2	<u>427,000</u>
3	<u>472,000</u>	3	<u>477,000</u>
4	<u>533,000</u>	4	<u>539,000</u>

5	<u>608,000</u>	5	<u>615,000</u>
6	<u>710,000</u>	6	<u>718,000</u>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第81号

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年可児町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第82号

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和42年可児町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第83号

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年可児市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつてこの条例に定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には当該各号に定める額を超</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年可児市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつてこの条例に定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には当該各号に定める額を超</p>

えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係る者にあつては、採用後市の規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。

(1) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市の規則で定めるもの 月額 50,800円

(2) (略)

2 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100を」とあるのは「100分の57.5を」とする。

えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係る者にあつては、採用後市の規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。

(1) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市の規則で定めるもの 月額 51,100円

(2) (略)

2 (略)

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に

4 及び 5 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

支給する場合においては100分の70」と、「6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の57.5、12月に支給する場合においては100分の60」とする。

4 及び 5 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）、12月に支給する場合においては100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の

<p>3～5 (略)</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため市に派遣された者について準用する。</u>この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(初任給調整手当等の支給方法)</p> <p>第25条 初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。</p>	<p>57.5)、<u>12月に支給する場合においては100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(災害派遣手当等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策の実施のため市に派遣された者について準用する。</u>この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(初任給調整手当等の支給方法)</p> <p>第25条 初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。</p>
--	--

第2条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを別表のように改める。

第3条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>6</u>月に支給する場合においては100分の</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額（行政職給</p>

120、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の70」と、「6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の57.5、12月に支給する場合においては100分の60」とする。

4 及び5 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時

料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4 及び5 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時

<p>間勤務職員以外の職員 当該職員の勤  勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ  の基準日現在（退職し、又は死亡した  職員にあっては、退職し、又は死亡し  た日現在。次項及び付則第13項第3号  において同じ。）において受けるべき  扶養手当の月額及びこれに対する地域  手当の月額の合計額を加算した額に、  <u>6月に支給する場合においては100分  の100</u>（特定管理職員にあっては、<u>100  分の120</u>）、<u>12月に支給する場合にお  いては100分の105</u>（特定管理職員にあ  っては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額  の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時  間勤務職員 当該定年前再任用短時間  勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に  支給する場合においては100分の47.5</u>  （特定管理職員にあっては、<u>100分の  57.5</u>）、<u>12月に支給する場合におい  ては100分の50</u>（特定管理職員にあつて  は、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総  額</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>間勤務職員以外の職員 当該職員の勤  勉手当基礎額に当該職員がそれぞれそ  の基準日現在（退職し、又は死亡した  職員にあっては、退職し、又は死亡し  た日現在。次項及び付則第13項第3号  において同じ。）において受けるべき  扶養手当の月額及びこれに対する地域  手当の月額の合計額を加算した額に  <u>100分の102.5</u>（特定管理職員にあって  は、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の  総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時  間勤務職員 当該定年前再任用短時間  勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の  48.75</u>（特定管理職員にあっては、<u>100  分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>
--	--

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条及び第2条の規定（第1条中第2条、第24条及び第25条の改正規定を除く。）による改正後の可児市職員の給与支給に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の可児市職員の給与支給に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。



## 別表（第2条関係）

## 別表第1（第3条関係）

行政職給料表(一)								
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	

43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300	

	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600	
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,900	
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,100	
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,300	
	94		295,900	343,600	382,400	394,300	413,600	
	95		296,200	344,100	382,800	394,600	413,900	
	96		296,600	344,500	383,200	394,800	414,100	
	97		296,800	344,700	383,500	395,000	414,300	
	98		297,100	345,100	383,900	395,300	414,600	
	99		297,500	345,500	384,300	395,600	414,900	
	100		297,900	345,800	384,700	395,800	415,100	
	101		298,100	346,100	385,000	396,000	415,300	
	102		298,400	346,500	385,400	396,300	415,600	
	103		298,800	346,900	385,800	396,600	415,900	
	104		299,100	347,300	386,200	396,800	416,100	
	105		299,300	347,800	386,500	397,000	416,300	
	106		299,600	348,200	386,900	397,300	416,600	
	107		300,000	348,600	387,300	397,600	416,900	
	108		300,300	349,000	387,700	397,800	417,100	
	109		300,500	349,500	388,000	398,000		
	110		300,900	349,900	388,400			
	111		301,300	350,200	388,800			
	112		301,600	350,500	389,200			
	113		301,800	351,000	389,500			
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員	—	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、この条例に規定する他の給料表及び市の規則で定める給料表の適用を受けないすべての職員（第26条に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表					
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400
	2	184,900	212,900	255,000	273,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100
	4	187,800	216,800	257,900	274,900
	5	189,300	218,800	259,100	275,400
	6	190,800	220,600	259,900	276,300
	7	192,300	222,400	260,700	277,000
	8	193,800	224,100	261,400	277,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800
	10	196,700	227,200	262,800	279,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100
	14	203,200	231,800	266,000	283,000
	15	205,300	232,800	266,800	283,900
	16	207,300	233,700	267,700	284,800
	17	209,300	234,800	268,200	285,800
	18	211,300	236,200	269,000	286,800
	19	213,400	237,600	269,800	287,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200
	22	219,000	241,400	272,000	291,600
	23	220,700	243,100	272,700	292,800
	24	222,400	244,500	273,500	294,000
	25	223,700	245,700	274,300	295,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500
	27	226,100	248,400	275,800	297,900
	28	227,100	249,700	276,600	299,300
	29	228,200	251,100	277,600	300,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900
	32	230,500	253,600	281,300	304,100
	33	231,600	254,400	282,500	305,300
	34	232,800	255,300	283,800	306,700
	35	233,900	256,200	284,900	308,100
	36	234,900	256,900	286,100	309,500
	37	235,900	257,600	287,500	310,800
	38	237,200	258,500	288,600	312,100
	39	238,500	259,400	289,700	313,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400
	42	241,500	261,500	292,900	317,800
43	242,500	262,300	294,100	319,200	

44	243,500	263,000	295,300	320,500
45	244,500	263,700	296,400	321,300
46	245,500	264,400	297,700	322,700
47	246,400	265,100	299,000	324,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600
49	248,000	266,500	301,300	326,700
50	248,900	267,300	302,500	328,000
51	249,800	268,000	303,700	329,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600
53	251,200	269,800	306,400	331,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500
56	253,800	273,200	310,200	335,800
57	254,500	274,400	311,000	336,700
58	255,400	275,800	312,200	338,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200
60	256,800	278,400	314,800	340,500
61	257,500	279,600	315,900	341,500
62	258,200	280,800	317,200	342,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700
65	260,200	284,000	320,800	345,800
66	260,900	285,200	322,100	347,000
67	261,500	286,400	323,300	348,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200
69	262,700	288,400	325,200	350,200
70	263,300	289,800	326,300	351,200
71	264,100	291,100	327,400	352,300
72	264,900	292,300	328,300	353,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200
74	267,200	294,600	330,100	355,300
75	268,200	295,800	331,200	356,400
76	269,200	297,000	332,300	357,400
77	270,100	298,300	333,400	358,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900
79	271,900	300,700	335,700	359,700
80	272,800	301,900	336,800	360,400
81	273,600	302,400	337,900	361,000
82	274,500	303,600	339,000	361,500
83	275,400	304,700	340,000	362,100
84	276,000	305,800	341,100	362,600
85	276,700	306,900	342,000	363,200
86	277,400	308,100	343,000	363,700
87	278,100	309,300	343,900	364,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800
89	279,600	311,500	345,800	365,200
90		312,700	346,600	365,600

	91		313,900	347,400	366,200
	92		315,000	348,200	366,700
	93		315,800	348,800	367,000
	94		316,500	349,400	367,500
	95		317,200	350,100	367,900
	96		317,800	350,700	368,200
	97		318,300	351,100	368,800
	98		318,600	351,500	369,300
	99		319,200	352,000	369,800
	100		319,800	352,400	370,300
	101		320,200	352,900	370,900
	102		320,800	353,300	371,400
	103		321,400	353,800	371,900
	104		321,900	354,200	372,300
	105		322,300	354,500	372,900
	106		322,800	355,000	373,400
	107		323,300	355,400	373,900
	108		323,800	355,700	374,400
	109		324,200	356,200	375,000
	110		324,600	356,700	375,400
	111		324,900	357,200	375,900
	112		325,200	357,700	376,400
	113		325,500	358,200	377,000
	114		325,900	358,700	
	115		326,300	359,200	
	116		326,600	359,600	
	117		326,800	360,000	
	118		327,100	360,400	
	119		327,500	360,900	
	120		327,700	361,400	
	121		327,900	361,800	
	122		328,200	362,300	
	123		328,500	362,800	
	124		328,800	363,300	
	125		329,000	363,600	
	126		329,300		
	127		329,700		
	128		329,900		
	129		330,100		
定年前再任用短時間勤務職員	—	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800

備考 この表は、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等の保健医療業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

福祉職給料表					
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900
	2	178,100	225,100	265,900	286,300
	3	179,300	226,900	267,300	287,800
	4	180,500	228,600	268,700	289,100
	5	181,400	230,300	269,600	290,500
	6	182,900	232,000	270,800	292,200
	7	184,300	233,700	272,100	294,000
	8	185,700	235,000	273,400	295,800
	9	186,800	236,700	274,400	297,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400
	11	189,600	239,500	276,700	301,400
	12	191,000	240,700	277,600	303,200
	13	192,400	242,000	278,500	304,400
	14	193,700	243,300	279,700	306,500
	15	195,100	244,600	281,000	308,500
	16	196,400	245,800	282,300	310,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300
	18	199,100	248,200	285,200	314,000
	19	200,400	249,300	286,800	315,600
	20	201,500	250,300	288,200	317,300
	21	202,500	251,000	289,400	319,000
	22	204,100	252,100	291,100	321,100
	23	205,700	253,300	292,400	323,100
	24	207,100	254,400	293,900	324,900
	25	208,700	255,600	295,600	326,800
	26	210,100	257,200	296,900	328,700
	27	211,500	258,700	298,400	330,500
	28	212,900	260,200	299,900	332,300
	29	214,600	261,600	300,900	334,100
	30	215,800	262,800	302,100	336,100
	31	217,200	263,900	303,500	338,000
	32	218,300	265,200	304,700	339,900
	33	219,400	266,300	305,900	341,500
	34	220,700	267,300	307,400	343,400
	35	221,900	268,500	308,700	345,100
	36	222,900	269,500	310,100	346,800
	37	223,900	270,500	311,600	348,000
	38	225,000	271,700	313,000	349,900
	39	226,100	272,700	314,400	351,800
	40	227,100	273,800	315,900	353,600
	41	228,000	274,900	317,200	355,500
	42	228,700	276,200	318,700	357,300
43	229,500	277,700	320,200	359,000	

44	230,300	279,000	321,500	360,700
45	231,000	280,400	322,500	362,400
46	231,800	281,800	323,700	363,800
47	232,700	283,200	324,900	365,200
48	233,400	284,600	326,100	366,600
49	234,000	286,000	327,100	367,600
50	234,900	287,200	328,100	368,700
51	235,900	288,400	328,900	369,700
52	236,600	289,700	329,900	370,800
53	237,000	290,700	330,600	371,500
54	238,000	291,800	331,300	372,100
55	238,600	292,900	332,000	372,800
56	239,200	293,900	332,800	373,600
57	239,900	295,100	333,400	374,400
58	240,600	296,400	333,900	375,200
59	241,300	297,700	334,500	376,000
60	241,900	299,000	335,000	376,700
61	242,500	300,100	335,400	377,500
62	243,000	301,500	335,600	378,200
63	243,500	302,700	336,100	378,900
64	244,000	304,100	336,600	379,500
65	244,600	305,200	336,900	379,800
66	245,400	306,400	337,300	380,400
67	246,300	307,500	337,800	381,000
68	247,000	308,600	338,200	381,700
69	247,900	309,300	338,700	382,100
70	248,800	310,400	339,200	382,800
71	249,600	311,600	339,600	383,400
72	250,200	312,800	340,100	384,000
73	250,800	314,100	340,300	384,400
74	251,700	314,800	340,800	385,000
75	252,500	315,400	341,300	385,600
76	253,200	316,000	341,700	386,200
77	253,900	316,700	342,000	386,600
78	254,800	317,400	342,400	387,100
79	255,700	318,000	342,900	387,600
80	256,300	318,600	343,300	388,200
81	257,000	318,900	343,500	388,700
82	257,500	319,200	343,800	389,100
83	258,100	319,800	344,300	389,500
84	258,700	320,100	344,700	389,900
85	259,300	320,400	345,000	390,100
86	260,100	320,700	345,300	390,300
87	260,800	321,000	345,800	390,600
88	261,500	321,300	346,200	390,900
89	262,000	321,700	346,500	391,100
90	262,800	322,100	346,900	391,400



	91	263,600	322,400	347,300	391,700
	92	264,300	322,600	347,500	391,900
	93	264,700	323,100	347,800	392,100
	94	265,200	323,500		
	95	265,700	323,700		
	96	266,400	324,100		
	97	267,100	324,500		
	98	267,800	324,900		
	99	268,500	325,300		
	100	269,200	325,600		
	101	269,600	325,800		
	102		326,100		
	103		326,400		
	104		326,700		
	105		327,100		
	106		327,300		
	107		327,600		
	108		328,000		
	109		328,400		
	110		328,700		
	111		329,100		
	112		329,400		
	113		329,700		
	114		330,100		
	115		330,400		
	116		330,600		
	117		330,800		
	118		331,100		
	119		331,500		
	120		331,900		
	121		332,100		
定年前再任用短時間勤務職員	—	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		202,500	242,000	256,300	289,400

備考 この表は、幼稚園、児童福祉施設等で市長の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

議案第84号

可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年可児市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

(特別利用教育の基準)

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第85号

可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

可児市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市印鑑条例の一部を改正する条例

可児市印鑑条例（昭和50年可児町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録をすることができない印鑑)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が、次に掲げるもののうちのいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（<u>令第30条の26第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録をすることができない印鑑)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が、次に掲げるもののうちのいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（<u>令第30条の16第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(端末機による印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続</p>	<p>(端末機による印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続</p>

された市又は民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。)の情報を読み込ませること及び暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

された市又は民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)の情報を読み込ませること及び暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の2の改正規定は、規則で定める日から施行する。

議案第86号

可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

可児市市営住宅管理条例（昭和36年可児町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公募の例外)</p> <p>第4条 市長は、<u>次の各号に掲げる事由に係る者</u>については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1) <u>災害による住宅の滅失</u></p> <p>(2) <u>不良住宅の撤去</u></p> <p>(3) <u>公営住宅建替事業による市営住宅の除却</u></p> <p>(4) <u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業に伴う住宅の除却</u></p> <p>(5) <u>土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する</u></p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第4条 市長は、<u>前条第1項の規定にかかわらず、法第22条第1項に規定する特別の事由がある者</u>については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p>



特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(6) 現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること

(7) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること

(入居者の資格)

第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては、第4号）の条件を備えた者でなければならない。

(1) 市内に住所又は勤務場所を有し、かつ、市税を滞納していない者であること。ただし、兼山地内の市営住宅に入居しようとする者にあつては、市内に住所又は勤務場所を有することを要しない。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第9条の3第1項において同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とする者で居室において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）にあつては、この限りではな

(入居者の資格)

第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては、第2号、第4号及び第5号）の条件を備えた者でなければならない。

(1) 市内に住所又は勤務場所を有し、かつ、市税を滞納していない者であること。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合は、親族（婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）であること。ただし、病気ににかかっていることその他特別の事情により同居することが必要であると認められる者にあつては、この限りではない。

い。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者で、その障がい、次に掲げる障がいの区分に応じそれぞれ次に定める程度のもの

(7) 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(4) 精神障がい 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(5) 知的障がい (4)に規定する精神障がいの程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定す

るハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で(7)又は(4)のいずれかに該当するもの

(7) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(4) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(3) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者又は同居者（同居者が複数の場合にあつては、いずれかの同居者）が前号イからキまでに規定するもの（同号イ(4)に規定する1級から3級までに該当する者のうち3級（以下「精神障がい3級」という。）の程度に該当する者、同号イ(4)に規定する程度に該当する者のうち知的障がいの程度が精神障がい3級の程度に相当する者及び同号オに規定する者を除く。）である場合  
214,000円

(3) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者又は同居者（同居者が複数の場合にあつては、いずれかの同居者）が次のいずれかである場合  
214,000円

(7) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者で、その障がい、次に掲げる障がいの区分に応じ、それぞれ次に定める程度のもの

a 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令

第15号) 別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

b 精神障がい 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

c 知的障がい bに規定する精神障がいの程度に相当する程度

(i) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(ii) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(iii) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(iv) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

イ～オ (略)

(4)及び(5) (略)

2 前項第2号ただし書の身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるか否かの判定は、市長が別に定める入居者選考委員会の意見をきいて行う。

イ～オ (略)

(4)及び(5) (略)

3 第1項第2号ただし書に規定する者の入居を認める市営住宅の規格は、床面積（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）が45平方メートル以下の規模の住宅（以下「小規模住宅」という。）とする。

4 （略）

5 （略）

（入居の申込み等）

第6条 前条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 （略）

（入居者の選考）

第7条 （略）

2 及び 3 （略）

4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、市長が別に定める入居者選考委員会の意見を聞いて定める。

5 及び 6 （略）

（住宅入居の手続）

第9条 市営住宅の入居決定者は、決定の日から10日以内に、次の各号に掲げる手続きをしなければならない。

(i) 入居決定者と同程度以上の収入を有

2 （略）

3 （略）

（単身者の入居できる市営住宅の規格）

第5条の2 現に同居し、又は同居しようとする親族がない者（以下「単身者」という。）の入居することができる市営住宅の規格は、床面積（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）が55.4平方メートル以下の規模の住宅（以下「小規模住宅」という。）とする。

（入居の申込み等）

第6条 第5条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 （略）

（入居者の選考）

第7条 （略）

2 及び 3 （略）

4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、市長が別に定める住宅困窮度判定基準検討委員会の意見を聞いて定める。

5 及び 6 （略）

（住宅入居の手続）

第9条 市営住宅の入居決定者は、決定の日から10日以内に、次の各号に掲げる手続きをしなければならない。

(i) 入居決定者と同程度以上の収入を有

する市内に居住する成年の者で、市長が適当と認める2人以上の連帯保証人の連署する住宅使用請書並びに住宅及びその付属定着物の保管証書を市長に提出すること。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、市外に居住する者を連帯保証人とすることができる。

(2) (略)

2～6 (略)

(同居の承認)

第9条の2 (略)

(入居の承継)

第9条の3 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者(当該入居者の入居時から引き続き同居している親族以外の者及び当該入居者の配偶者以外の者については、当該同居の期間が1年未満である場合を除く。)が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 入居の承継をしようとする者は、その事由が生じた日から1箇月以内に市長の承認を得なければならない。

(入居者の費用負担義務)

第17条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

する成年の者で、市長が適当と認める2人以上の連帯保証人の連署する住宅使用請書並びに住宅及びその付属定着物の保管証書を市長に提出すること。

(2) (略)

2～6 (略)

(同居の承認)

第9条の2 (略)

2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第9条の3 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、則第12条で定めるところにより、その事由が生じた日から1箇月以内に市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の場合において、入居者の死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が暴力団員であることが判明したときは、同項の承認をしてはならない。

(入居者の費用負担義務)

第17条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1)及び(2) (略)  
(3) 共同施設の使用に要する費用

(入居者の届出)

第19条 (略)

(住宅の明渡請求)

第30条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) (略)  
(2) 家賃を3箇月以上滞納したとき。

- (1)及び(2) (略)  
(3) 共同施設及びエレベーター、給水施設その他の附帯施設の使用及び維持に要する費用  
(4) 市営住宅敷地内の清掃、除草、樹木の手入れ等に要する費用  
(5) 前条第1項において市の負担としているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

2 前項に掲げる費用のうち、入居者に負担させることが適当でないと市長が認めるものについて、その一部又は全部を市が負担することができる。

(共益費)

第17条の2 市長は、前条第1項各号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るために必要な費用を共益費として入居者から徴収する。

2 前項の共益費の額は、規則で定める。

3 第12条及び第13条の規定は、第1項の共益費について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは、「共益費」と読み替えるものとする。

(住宅を使用しないときの届出)

第19条 (略)

(住宅の明渡請求)

第30条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) (略)  
(2) 滞納している家賃及び共益費の合計額が家賃3箇月分の額以上となったとき。

<p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、<u>速やかに</u>当該市営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から<u>請求の日</u>までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、<u>請求の日</u>の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、<u>請求の日</u>の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p>	<p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、<u>市長が指定する期日</u>（以下「<u>指定日</u>」という。）までに当該市営住宅を明け渡さなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から<u>指定日</u>までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、<u>指定日</u>の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、<u>指定日</u>の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の第17条の2の規定による共益費の徴収に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。



議案第87号

可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定する。

令和5年11月29日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部を改正する条例

可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例（昭和59年可児市条例第30号）の一  
部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給水量等) 第2条 市の工業用水道の1日最大給水量 は41,040立方メートルとし、給水先は次 のとおりとする。 (略) <u>KYB株式会社岐阜北工場</u>	(給水量等) 第2条 市の工業用水道の1日最大給水量 は41,040立方メートルとし、給水先は次 のとおりとする。 (略) <u>カヤバ株式会社岐阜北工場</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第88号

請負契約の変更について

令和4年5月27日議決による可児御嵩インターチェンジ工業団地（第一工区）造成その1工事の請負契約（令和4年議案第47号）中、契約の金額「436,700,000円」を「459,497,500円」に変更する。

令和5年11月29日提出

可児市長 富田 成輝

議案第89号

請負契約の変更について

令和4年5月27日議決による可児御嵩インターチェンジ工業団地（第一工区）造成その2工事の請負契約（令和4年議案第48号）中、契約の金額「381,260,000円」を「391,391,000円」に変更する。

令和5年11月29日提出

可児市長 富田 成輝

議案第90号

請負契約の変更について

令和4年5月27日議決による可児御嵩インターチェンジ工業団地（第一工区）造成その3工事の請負契約（令和4年議案第49号）中、契約の金額「526,900,000円」を「575,867,600円」に変更する。

令和5年11月29日提出

可児市長 富田 成輝

